京都市市政協力委員推薦書兼承諾書兼委任状

（宛先）京　都　市　長

　　年　　月　　日

私は、令和７年度京都市市政協力委員に就任することを承諾し、京都市市政協力委員設置規則第２条に係る任務に対し、令和７年度に京都市から支払われる委託料について、当学区市政協力委員連絡協議会会長を受領代理人と定め、権限を委任します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 電話(自宅) 　　　―  電話(携帯)　　　－　　　　－  ＦＡＸ　　　　　　― | |
| 氏　　　名  （**御本人様の署名**） |  |
| メールアドレス |  | | |
| 学区名 |  | 性別 | □男　□女　□答えたくない |
| 住　　　所 | 〒　　　－  　　　区  マンション・団地名・棟・号室（　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） | | |
| 市民しんぶん等の  配付先住所 | 市民しんぶん等の配付先住所が上記と異なる場合は、こちらにその旨を記入してください。  (例 管理事務所 等) [〒　　－ ] | | |
| 年　　　代  (令和７年4月1日現在) | □ 20歳未満 □ 20歳代 □ 30歳代 □ 40歳代 　□ 50歳代  □ 60歳代 　□ 70歳代 □ 80歳代 □ 90歳以上 | | |
| 市政協力委員の経験 | □　初めて　 □　再任（前年度に引続き） □　以前に就任 | | |
| 他の役職等の兼職状況  **（該当するものすべてに**  **チェック☑）** | □　民生・児童委員　　　　　□　保健委員　　　 □　体育振興会の役員  □　地域交通安全会等の委員　□　自主防災会等の役員  □　町内会・自治会等の長　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 自治会・町内会等に所属  されている方は、その名称 |  | | |

**御記入いただいた個人情報につきましては、適正に管理します。（京都市が公共工事を実施する際のお知らせなど、業務に関わってご連絡させていただくために庁内他部署や工事を委託する業者へ必要な情報を提供する場合があります。）**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当区域名又は担当町名など  （団地等の場合は棟まで） |  |
| 市民しんぶん配付世帯数  （担当区域の全世帯数）  ※空き家は除いてください。 | **市民しんぶんは、自治会・町内会等の加入・未加入に関わらず、担当区域の全世帯に配付していただきますようお願いします。**  （□←令和６年度と同数の場合はこちらにチェックしてください。）  （全世帯数）　　　　　　 　　　　　 世帯  **※　過不足がないよう確認し、正確な配付世帯数（市民しんぶんを配付いただく世帯数）を記入してください。**  **※　自治会・町内会へ加入されている世帯数を記入いただく欄ではありません。** |
| **担当区域名・担当区域の全世帯数が不明の場合は、前任の委員等に御確認のうえ、御記入をお願いします。** | |
| 市政ポスター掲示箇所数 | （□←令和６年度と同数の場合はこちらにチェックしてください。）  （ポスターの必要枚数）　　　　　　　　　　　箇所 |
| 回覧用チラシの必要枚数 | （□←令和６年度と同数の場合はこちらにチェックしてください。）  （組数又は班数等を参考に）　　　 　　　　　　枚 |

上記の方を京都市市政協力委員設置規則第３条の規定により設定した当担当区域の委員として推薦します。年　　月　　日　　推薦代表者　　　住　所

氏　名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 推薦の決定方法 | □　区域在住者による選挙  □　町内会・自治会等役員の互選又は推薦  □　区域在住者の申し合わせにより町内会・自治会等の長の兼務  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）　**（いずれかにチェック☑）** | |
| 令和６年度市政協力委員氏名 |  |

市政協力委員に御就任いただく皆さまへ

**京都市市政協力委員制度**は、京都ならではの地域力を活かした制度であり、市政協力委員の皆様には、京都市非常勤特別職の公務員として、市政・区政の円滑な運営に御協力いただいております。

市民の皆様の御理解と御協力に支えられ、毎年8,000名を超える皆様に、市政協力委員を担っていただいておりますが、お願いしている業務は、地域住民の皆様と市政・区政のつなぎ手として、市民しんぶん等の配付やポスターの掲示、更には地域住民の皆様の御要望や御意見をお伝えいただくなど、市政・区政の円滑な推進に欠かすことのできない広報・広聴の基盤となっております。

市政協力委員の皆様へお願いしている業務のうちで、**市民しんぶんの各戸配付については、**最も御負担をお掛けしているものと存じておりますが、**自治会・町内会等に加入していないという理由で、市民しんぶんや選挙公報を配付しないことがないようにお願いいたします。**

その他、業務や注意事項などについては、リーフレット「市政協力委員にご就任いただいた皆様へ」を御覧ください。

京都市では、平成24年4月に**「地域コミュニティ活性化推進条例」**を施行し、地域住民の皆様が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会を目指して、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

市政協力委員の皆様におかれましても、市民しんぶんの各戸配付などの業務を通じて、**声掛けから始まる良好な地域コミュニティ**をつくっていただきながら、地域住民相互の支え合いにより、災害時などの不安を「安心」につなげていくために、より多くの地域住民の皆様が様々な地域活動へ気軽に御参加いただけるようお取組をお願いいたします。

人と人とがつながり合い、支え合うまち、自分たちのまちは自分たちでつくっていくという地域のまちづくりに御理解・御協力いただきますようお願いいたします。